

船舶事故調査報告書

令和7年7月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和6年10月31日 12時30分ごろ
発生場所	和歌山県日高港 紀伊塩屋港南防波堤灯台から真方位 $190^{\circ} 420\text{m}$ 付近 (概位 北緯 $33^{\circ} 51.5'$ 東経 $135^{\circ} 09.4'$)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和6年11月13日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.2m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の初期、水温 約25°C 和歌山地方気象台が10月31日05時に発表した和歌山県北部の 当日の天気予報は、次のとおりであった。 今日 北の風 やや強く 後 南東の風 くもり 時々 晴れ 波 1.5m 後 2m うねり を伴う
事故の経過	本船は、操縦者が1人で乗り、日高港の護岸から出航した。 操縦者は、日高港南方沖で釣りを行っていたところ、波が次第に高 くなってきたので釣りをやめて本船を帰航させることとした。 操縦者は、本船の船尾中央部に座って船外機の操作を行い、約5 km/h の対地速力で操船中、船尾方からの波を受けて船体が動搖した際 に右舷方へ落水した。 操縦者は、無人で旋回していた本船に泳ぎ着き上がろうとしたが、 本船は、乾舷を越える波を受けて海水が流入し転覆した。 操縦者は、転覆した本船につかまっていたところ、付近を航行中の 漁船に救助され、和歌山県御坊市塩屋漁港に着いた。 本事故発生場所付近に架けられた橋の通行者は、転覆している本船 を目撃して118番通報した。 本船は、圧流されて付近の岩礁に打ち上げられ、後日回収された。 本船の乾舷は、約0.2mであった。 国土交通省海事局発行のリーフレット「ミニボートに乗る前に知つ ておきたい安全知識と準備」（平成23年度発行）には、ミニボート の安全常識について、次のとおり記載されている。

	<p>ミニボートが安全に航行できる波の範囲は、乾舷の高さ（水面から船縁までの高さ）の半分以下である波高20cmくらいまで、風速では4m/s以下を目安と考えてください。これを超えている海況の場合は、出航しないようにしましょう。</p> <p>操縦者は、07時ごろ自宅を出発する前に当日の波高が約1～2mとの天気予報をインターネットで確認していたが、09時ごろ出航地の海上が平穏であったので、航行に支障はないと思い出航した。</p> <p>操縦者は、携帯電話を収納した救命胴衣を着用していたが、同胴衣の股ひもを締めていなかったので、転覆した本船につかまつた後、同胴衣が体に密着せず浮いて邪魔になり脱ぎ捨てた。</p>
分析	<p>本船は、うねりを伴う波高1.5m後2mの予報が発表されている状況下、出航したことから、波が高くなつて帰航中、波を受けて船体が動搖した際に操縦者が落水したものと考えられる。また、落水した操縦者が本船に泳ぎ着き上がろうとしていたところ、本船は、乾舷を越える波を受けて海水が流入し転覆したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、自宅を出発する前に当日の波高が約1～2mとの天気予報を確認していたが、出航地の海上が平穏であったことから、航行に支障はないと思い出航したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、救命胴衣の股ひもを締めずに着用していたことから、落水して転覆した際に本船につかまつた後、同胴衣が体に密着せず浮いて邪魔になり脱ぎ捨てたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、うねりを伴う波高1.5m後2mの予報が発表されている状況下、本船が、出航したため、乾舷を越える波を受けて転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートの操縦者は、ミニボートの乾舷が小さいことを考慮し、海象及び気象の予報に応じて出航を中止すること。 ・ミニボートの乗船者は、救命胴衣を適切に着用すること。